

一般社団法人神奈川県剣道連盟学校教育委員会規則(案)

(設置目的)

第1条 学連、高体連、中体連に属する学生剣道家の剣道教育および訓練に関する協力と実施のために本委員会を設置する。

(所掌)

第2条 本委員会は次の事項を所掌する。

- (1)年間の学連、高体連、中体連との事業協力に関する計画を策定、実施
- (2)本委員会に関する予算案の作成
- (3)全2項を幹部会議へ報告し、承認をえたのち、決定とする
- (4)関連事業終了後の検討と検討内容を含む事業記録の作成
- (5)前項の記録は委員会記録とともに保存する

(委員)

第3条 委員会に次の委員を置く。

- (1)委員長 1名
- (2)委員 若干名(うち1名は幹事兼任)

第4条 委員長は会長が幹部会議の議を経て、選任する。

- 2 委員長は常務理事となり、他の執行部理事と同様の方法により選定され、会長が委嘱する。
- 3 委員は委員長が専務理事と相談の上、会員より選任し、理事会の承認を受け、会長が委嘱する。
- 4 委員長は専務理事と相談の上、副委員長を置くことができる。副委員長は委員より選考する。
- 5 副委員長は理事とする。任命は他の執行部理事と同様とする。
- 6 委員長、副委員長の解任は理事解任方法による。
- 7 委員長、副委員長以外の委員解任は理事会の了承を得て会長がおこなうことができる。

(任期)

第5条 委員長、副委員長及び委員の任期は、委嘱日より開始し、当法人理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求める、その意見を聴取することができる。
- 4 委員長は各委員会、事務局に対し、必要な資料等の提出を求めることができる。
- 5 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

(事務局の協力体制)

第7条 次の事項については事務局の協力を得る。

- (1)事業実施に必要な学連、高体連、中体連、方法人支部への連絡
- (2)その他委員長の要望事項

(議事録)

第8条 議事録の作成は幹事が担当する。

- 2 議事録には別表事項につき記載する。
- 3 議事録は作成時に出席者全員の確認を得なければならない。
- 4 議事録作成後ただちに会長、専務理事、事務局長あてに電子的に送付しなければならない。
- 5 専務理事は議事録を幹部会議メンバーに周知する。
- 6 事務局長は送付された議事録を電子的に10年間保存する。
- 7 議事録要旨を理事会において報告するほか、本法人HPに公開しなければならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(別表)議事録記載事項

- (1)委員会開催日時、場所および出席者全員の氏名。
- (2)議事事項、経過の要領及びその結果。
- (3)決議を要した事項について、およびその結果。
- (4)その他特に詳細な記載が必要と議長が判断した事項。
- (5)議事録作成者氏名

本規則は令和〇〇年〇〇月〇〇日より施行する